愛耳助

法務史料 展示室だより

第51号(令和2年3月)

法史見聞中占





CASE 02

黒駒勝蔵一件 上

慶應3年(1867)の暮れ、旧幕府 を挑発するため、西郷隆盛の指示を 受けた薩摩藩士や浪人らが、江戸で 放火や暴行を繰り返しました。この 狼藉の中心人物が相楽総三という下 総の郷土です。業を煮やした旧幕府 は薩摩藩邸を焼き討ちし、歴史は西 郷の思惑通りに進んでいきますが、 相良らは薩摩藩の船で西に逃れ、戊 辰戦争が始まると近江で「赤報隊」 なる部隊を結成し、尊攘派公家など と連携しつつ、官軍先鋒と称して東 に進み始めました。相良は東山道各 地の旧幕府直轄領を新政府に帰順さ せることを企て、「年貢半減」を触れ るなどして進軍し、ある程度の成果 を上げますが、各地で強盗などを行 う者があって悪評が立ち、京都への 帰還を命ぜられます。この命令を無

視して進んだ相良ら赤報隊の一部は、 信州下諏訪で偽官軍として討伐され ました。

わずかふた月足らずで歴史から消 えた赤報隊は、身分族籍にかかわら ず兵士を集めた、非常に雑多な組織 でした。そして今日、赤報隊には少な くとも二人の博徒、しかもその根拠 地では名の知れた大物博徒が加わ っていたことが分かっています。一 人は「岐阜の弥太郎」こと水野弥三 郎で、三百人もの子分を赤報隊に送 り込んだとも伝えられる大親分です が、相楽らが誅されるより先、大垣 で捕らえられ獄中で自害します。そ してもう一人が、黒駒の勝蔵、後年 清水の次郎長のライバルとして知 られる博徒で、甲州を縄張りとし 殺人で手配された凶状持ち、更には

尊攘派と交わり蜂起を企てたとの風 聞まである男です。

勝蔵は赤報隊先鋒と称していましたが、相楽と別れて京に戻ったため処罰を受けることなく、三月には赤報隊を改編した「徴兵七番隊」に加わります。その後は、八月十八日の政変で長州に落ち、維新で許されて帰京した四条隆謌の「御親兵隊長」に任ぜられ、四条と共に磐城平、仙台と転戦しました。更に勝蔵は、四条の配下として明治天皇還幸に供奉するという大任を務め、明治2年、徴兵七番隊改め第一遊軍隊士として再び天皇の東京行幸に供奉、東京で宮城警備の任につきました。

次号の本欄では、勝蔵の悪事と処 断に触れることにします。(未完)

一同郡塩田村百姓柳尋中有宿 茂左衛門	幼名玉五郎當	結 便 由	甲州八代郡上黑駒村下組字若宫 而黨	一此者當時御尋中在宿三而八十余人之巨	勝次郎	長百姓加兵衛幣	名前等左之通三御座候	御國家此段御賢察奉仰候則惡徒共棟梁	得者根底未深速 一御成功相立可申候問	
--------------------	--------	-------	-------------------	--------------------	-----	---------	------------	-------------------	--------------------	--

一之事件"付不失機會即列御退治"相成低 東震神產便時者四方皆天然之峻勿論兵粮 見為之庁時定安堵之思に無御座万一甲城 展務之庁時定安堵之思に無御座万一甲城 異慶鄉產便時者四方皆天然之峻勿論兵粮 全錢等亡近年者國中澤山御座低事故可恐 全錢等亡近年者國中澤山御座低事故可恐 全錢等亡近年者國中澤山御座低事故可恐 全錢等亡近年者國中澤山御座低事故可恐

『元治甲子官武通紀』より探索書(左頁にみえる「勝次郎」が勝蔵)



勝蔵の碑 (山梨県笛吹市御坂町上黒駒 筆者撮影)



もと、編集されたことを読み取れるでしょう。

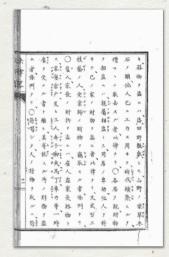
『幼學讀本 法律畧 全』

近藤圭造が編集した『幼學讀本 法律署 全』には、新律綱領・改定律例の内容が平易な言葉でまとめられています。また、難解な漢字には振り仮名がふられ、意味が分かりにくい場合には言い換えた別の言葉が併記されました。例えば、「恐喝」には、「キヤウカツ」という振り仮名とともに、「オドス」という語句が添えられています。『幼學讀本 法律署 全』は、「幼童ヲシテ、暗誦セシムルノ書」として著したと説明されており、新律綱領・改定律例を年少者に教えるという目的の

そもそも、明治3年(1870)に定められた新律綱領と、明治6年に施行された改定律例は律型刑法典といわれ、フランス法を中心とする西洋法を参酌して制定をみた、いわゆる近代刑法典が施行される明治15年まで運用されました。適用に際し、現在のような「新法は旧法を改廃する」という原則とは異なり、旧法にあたる新律綱領と、それを補充もしくは修正する規定をまとめた、新法にあたる改定律例との間で、矛盾ないし重複する条文が存在する場合、新律綱領の当条を廃止するのではなく、その効力を一時的に停止するという方式が採られていました。

もっとも、そのような運用方式では現に効力を有している 規定を判別することが難しかったため、多くの手引き書が 作成されました。前述した近藤圭造も、『新律綱領改定律例 合巻註釈』や『皇朝律例彙纂』などの注釈書を著しており、 『幼學讀本 法律署 全』の冒頭に「若シ小学稽古中、妙齢ニ シテ、典刑ノ概略ヲ記憶セバ、国家、俗ヲ化スルノ意ニ於 テ、小補アラン」と述べられていることを併せて考えるなら ば、より多くの者に新律綱領・改定律例を伝えようとする積 極的な姿勢を見出すことができるでしょう。





▲『幼學讀本 法律署 全』

近代司法の担い手たち

矢代 操

1852-1891年

明治大学の創立者の一人に数えられる矢代操は、嘉永5年(1852)、現在の福井県鯖江市に生まれました。矢代はのちに養子に入ってからの姓で、元の名を松本美太といいました。彼は幕末にかけて藩校の進徳館で頭角を現し、明治の世を迎えます。

明治3年、政府の求める貢進生として、矢代は鯖江藩からただ一人選ばれて上京し、当時の最高学府であった大学南校で学びます。そして明治7年4月、矢代は司法省の明法寮に転学しました。明法寮では、ボアソナードやブスケらお雇い外国人が仏語でフランス法を教授しており、矢代はここでフランス法を修得し、明治9年に卒業します。

卒業後の矢代は、出版事業や法律学校の経営を経て、明治14年に明治法律学校(現在の明治大学)を設立します。矢代はまた、政府に出仕して刑法・治罪法(現在の刑事訴訟法)などの草案審査に関わったほか、元老院や帝国議会のスタッフとしても活動しますが、明治24年、39

歳の若さで亡くなりました。



福井県鯖江市に建つ矢代操の胸像 (筆者撮影)

発行: 法務省大臣官房司法法制部 監修: 慶應義塾大学名誉教授 霞信彦 製作スタッフ: 原禎嗣 神野潔 兒玉圭司 三田奈穂 髙田久実